ハ　［略］	ロ　［同上］
ニ　［略］	ハ　［同上］
ホ　国際輸送用データ伝送設備及び国際輸送用データ制御設備は、総務大臣が別に告示する方法により表示がされていること。	ニ　総務大臣が別に告示する方法により表示がされていること。
［六～十五　略］	［六～十五　同上］
別表第三号（第七条関係）	**別表第三号**（第七条関係）
［１～22　略］	［１～22　同左］
23　312MHzを超え315.25MHz以下又は433.67MHzを超え434.17MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。	23　［同左］
［(1)　略］	［(1)　同左］
(2)　433.67MHzを超え434.17MHz以下の周波数の電波を使用するもの（第49条の14第５号イに規定する無線設備のものに限る。）	(2)　433.67MHzを超え434.17MHz以下の周波数の電波を使用するもの
［表略］	［表同左］
［注　略］	［注　同左］
(3)　433.795MHzを超え434.045MHz以下の周波数の電波を使用するもの（第49条の14第５号ロに規定する無線設備のものに限る。）	［新設］

周波数帯	不要発射の強度の許容値
１GHz以下（433.795MHzを超え434.045MHz以下の周波数を除く。）	任意の100kHz幅で250nW以下
１GHzを超えるもの	任意の１MHz幅で１μW以下

注　不要発射の強度の許容値は、等価等方輻射電力の値とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）	**別表第一号**　［同上］
一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。	一　［同上］
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同上］
(3)　特性試験	［同上］
申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。	(3)　申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。
ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。	ア　［同上］
［表略］	［表同上］
注	注
［１～４　略］	［１～４　同上］